

第3章 基本計画

1. ライフステージに応じた切れ目のない支援

(1) 乳幼児期から就園・就学に向けての支援を行います。

①乳幼児の健康診査から就園・就学までの継続した支援

妊娠期から子育て期まで、継続的に子育てをする全ての家庭に寄り添う伴走型相談支援を実施します。乳幼児健康診査等を通して、子どもの発達や育児状況等について把握し、子どもの月齢や家庭に合った支援や情報提供を行います。

健康診査から就園・就学に向けて必要がある場合は、保護者の就園・就学先への見学に同行するなど、安心して登園・登校できるよう個別に支援します。

また、生まれたときから継続的な支援が必要な場合は、「個別の教育支援計画（ふれあい）（以下「ふれあい」という。）」を活用し、乳幼児期からの支援内容を保護者とともに記録することで、スムーズな就園・就学につなげます。

②就園・就学に向けての交流保育の実施

児童発達支援から保育園、幼稚園、こども園（以下「保育園等」という。）への就園や小学校への就学にあたっては、子どもの障がいの程度や家庭の状況に応じて、個別に支援体制を考えていく必要があります。

そのため、就園・就学先へのスムーズな移行を目的として、交流保育を実施し、保護者を始めとした支援者間で必要な支援経過の情報共有を図ります。

③個別の支援が必要な子どもの就園・就学に向けての情報の共有

就園・就学にあたって、個別の支援が必要な子どもについては、小学校教諭等が保育園等を訪問し、これまでの支援経過や子どもに関する情報の共有を図ります。

④就学前の教育相談や学校見学等の実施

就学前に子どもの様子について保護者と学校が共通理解を図ることで、子どもが安心して就学することができます。そのため、特別支援学校、特別支援学級及び通常の学級それぞれの特徴について保

護者の理解を図るために、就学前に教育相談や学校見学を実施します。

⑤保護者向け「就学説明会」の開催

支援が必要な子どもの保護者を対象に、「就学説明会」を開催します。特別支援学校、特別支援学級、通常の学級それぞれの特徴を説明します。就学までのスケジュールを周知し、特別支援学校の体験入学、地域の学校への見学を案内する中で、保護者が子どもに合った就学先を選択できるよう支援します。

⑥「放課後支援ガイダンス」による就学以降の放課後支援に関する情報提供

就学を迎える子どもの保護者に対して放課後の支援に関する情報を提供する場として、「放課後支援ガイダンス」を実施します。

具体的には、放課後の居場所について、イメージを持てるよう「放課後等デイサービス」と「放課後児童健全育成事業」の制度に関する説明や、市内全事業所が参加しての事業所紹介を適切な時期に実施します。

(2) 将来の就労・自立に向けての支援を行います。

①就労アセスメントの実施

特別支援学校においては、在学中から実際に就労体験をすることで、就学中とは違った本人の可能性を広げることができるため、高等部の2年生時に就労移行支援サービスの支給を決定し、福祉事業所でアセスメントを行い、本人の能力を発揮できる就労先を選定できるよう支援します。

就労移行支援事業所では、本人の障がい特性や事業所の受け入れ体制により利用が制限されるため、事業所と連携し、利用調整に努めます。

②特別支援教育担当教諭向け就労移行支援事業所の見学会の実施

子どもの進路指導に役立てられるよう、中学校・市内特別支援学校・市内県立高等学校の特別支援教育に携わる教諭を対象に、就労移行支援事業所の見学会を実施します。

③「おしごとガイダンス」による将来の就労に向けた情報提供

障がいのある子どもの将来の就労について、保護者が不安を感じている現状があるため、学齢期から将来の働く姿をイメージできるよう、就労系事業所や一般企業から保護者に就労に関する

情報提供を行うことを目的として「おしごとガイダンス」を実施します。

具体的には、保護者のニーズをもとに、対象者層を計画的に検討のうえ、就労系の福祉サービスに関する説明や、就労系事業所や一般企業による事業所・企業紹介を実施します。

また、子どもが働くことを通じて社会のルールやマナーを学び、就労のイメージを掴めるように、民間企業等と協力しながら職業体験や社会体験の機会を持てるよう取り組みます。

④ 親元からの自立を目指した支援の実施

将来の親元からの自立や社会参加を目指して、「体験的宿泊事業」を安心して利用できるよう、放課後等デイサービス事業所に対し、事業実施に向けた調整を図ります。

また、保護者に対しても、「体験的宿泊事業」に関して必要な情報提供ができるような取組みを企画します。

さらに、放課後等デイサービス事業所等では、家庭においても自立した生活ができるような支援を実施します。

⑤ 就労先と関係機関との継続的な情報の共有・引継ぎ

学校卒業前から就労先と学校、放課後等デイサービス等の関係機関で子どもに関する十分な情報共有や引継ぎを行い、就職後においても必要なフォローアップを連携して行えるように支援します。

(3) ライフステージを通して継続的な支援を行います。

① 総合的な相談窓口「こども家庭センター」の支援力強化

「こども家庭センター」は、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の組織を統合し、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない相談支援機能を有する機関で、本市においては令和4年4月に設置しました。これまで実施していた相談支援等の取組に加え、新たに相談を受けて支援につなぐためのマネジメントや様々な地域資源を活用した支援の充実が求められており、関係機関等との更なる連携と役割分担により、支援の強化を図ります。

② 「発達支援相談あゆみ」による寄り添う相談支援

「発達支援相談あゆみ」は、発達の心配や障がいのある子どもとその保護者を対象として、様々な生活場面に関する相談に対応しながら、ライフステージを通して一貫した支援につなげています。

未就学児や学齢児の相談が大多数を占めていることから、母子保健担当、保育園等、小中学校等の様々な機関と連携を図り、支援を実施します。

近年、課題が複雑で対応が困難なケースが増加していることから、専門知識を有する職員が子どもや保護者の状況に配慮し、関係機関と連携して支援にあたります。

③相談支援専門員によるサービス利用等に係る個別支援の実施

相談支援専門員が個々の子どもに合った福祉サービスその他の社会資源の利用調整を、ライフステージを通して継続的に行います。そのため、ライフステージの移行期ごとに個別のモニタリング等を通して福祉サービス利用計画の見直しを実施し、子どもとその家族のニーズを把握するとともに、関係機関で方針を共有して支援を行います。

④「ふれあい」による情報の共有・引継ぎ

乳児期から保育園等への就園、小学校・中学校・高等学校・専修学校への就学におけるそれぞれの移行期において、移行先に対して「ふれあい」をもとに子どもの支援情報を引継ぎます。

保護者とともに「ふれあい」を作成し、定期的に更新していくことで、その時点で必要な情報を不足なく移行先に引き継ぎ、子どもの次のライフステージへのスムーズな移行を図ります。

⑤「ふくしげんきっず」による障がい福祉サービスの情報提供

0～18歳までの子どもで、障がい者手帳をもつ子どもや、特別な支援を必要とする子どもが利用できる福祉サービスや相談窓口などをまとめた冊子である「ふくしげんきっず」を作成し、必要な情報を提供します。

2. 保健・医療・福祉・保育・教育・就労等と連携した支援

(1) 特別な支援を行う職員の配置及び支援者の支援力向上により、支援体制を強化します。

① 保育園等における加配職員の適切な配置

保育園等において、個別支援の必要量に応じて、加配職員（通常の基準に加えて配置される職員）を適切に配置します。

また、子ども一人一人の発達の状態を把握し、担任と加配職員が連携を図り、適切な支援に取り組みます。

② 発達支援コーディネーター及び特別支援教育コーディネーターを中心とした支援の充実

必要な研修を受けた職員を保育園にあつては、発達支援コーディネーター、幼稚園及び小中学校にあつては、特別支援教育コーディネーターとして位置づけ、各園・各学校に配置します。保護者・関係機関・就学先等との連携の中核を担わせるとともに、より適切な支援・援助につなげるための研修の充実を図ります。

③ 保育士及び幼稚園教諭の支援力向上のための研修の実施

子どもの発達に関する専門知識や具体的な支援方法を学ぶために必要な研修を保育士及び幼稚園教諭に受講させ、支援力の向上を図ります。

④ 特別支援教育相談員による小中学校の巡回相談

特別支援教育相談員が小中学校を巡回し、個別の支援が必要な児童・生徒の指導方法について学校に助言を行います。また、必要に応じて保護者との相談も実施し、より良い支援方法についても検討します。

(2) 個々の子どもに合った適切な療育の場につなぎます。

① ふたば園の療育機能の充実

本市独自の療育施設であるふたば園において、心身の発達に支援が必要な1歳6か月から2歳

児までの子どもとその保護者が、親子の関わりを深められるよう、親と子それぞれにきめ細やかな支援を行います。

子どもに対しては、心身の発達を促し、生活習慣の習得や人と関わる力を伸ばす支援を行い、保護者に対しては、子どもの理解につながる助言や、子どもの特性に応じた具体的な関わり方を助言するなど、養育力の向上を支援します。また、座談会による保護者同士の交流の場づくりや講座等の開催により、支援の充実を図ります。さらに、子どもに合った就園先につながるよう、関係機関との連携を推進します。

② 保育園等における特別支援通級クラス（うさぎ組・ひまわり組）の充実

保育園等に通園する子どもで、発達に心配のある子どもを対象に、半田幼稚園及び乙川幼稚園に特別支援通級学級「うさぎ組」を、白山保育園に発達支援通級クラス「ひまわり組」を設置しています。

通常は、在籍している園で保育を受け、決められた曜日や時間に「うさぎ組」や「ひまわり組」に通級します。少人数クラスで個々に合わせた支援、感覚統合的な遊びを行い、子どもの発達を促します。

在籍クラス担任、通級クラス担任が連携を図り、保護者とともにより良い支援計画を作成することで、支援の充実を図ります。

③ 保育園等と児童発達支援の並行通園の実施

保育園等を利用しながら、児童発達支援事業所に通所する並行通園を行い、個々の子どもに合わせた専門的な支援を受けることで発達を促します。

児童発達支援事業所と保育園等が各々の役割について認識し、課題についての共通理解を図るなど、連携しながら支援します。

④ 放課後等デイサービスによる学齢期の発達支援

小学生から高校生までの子どもを対象として、放課後等デイサービスにより放課後や休日に発達の支援を行います。

子どもの発達過程や特性・適応行動の状況を理解しながら、個々の状態に応じた支援にあたります。

（3）多機関が連携して支援を行うための仕組みを整備します。

① 「ふれあい」を活用した関係機関の連携

乳幼児期から継続して、子どもに関する必要な情報が保護者を含めた保健・医療・福祉・保育・教育の関係者間で共有できるよう「ふれあい」を作成しています。

「ふれあい」を活用して、関係機関がそれぞれの役割、支援の状況、効果等を確認しながら、子どもに関する必要な情報共有を行い、一人一人の発達に合わせた支援を行います。

子どもの成長に伴い、関わる人や機関も変化するため、ライフステージの移行期には「ふれあい」を活用し、関係機関において、子どもに関する情報の引継ぎを十分に行い、切れ目のない支援を行います。

②医療的ケア児への支援の充実

医療、福祉、教育等の多機関で連携して医療的ケア児を支援するため、子どもの近況等の情報を共有しながら、個々の子どもを取り巻く課題の把握や支援策の協議をする会議を開催し、課題解決の方策を検討します。

③教育と福祉の連絡会議による放課後等デイサービス事業所等と学校の連携の強化

子どもの目指すべき姿（目標）を関係者間で共有しながら、必要な支援を継続して行うために保護者、学校、放課後等デイサービス事業所、放課後児童クラブ、相談支援事業所による情報共有の場として「教育と福祉の連絡会議」を開催し、連携を強化します。

④ふれあい協議会による教育と福祉の連携

教育、福祉、医療、就労等の関係者が情報共有を行うことを目的として、「半田市特別支援教育連携協議会（ふれあい協議会）」を設置しています。市内の保育園等、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教員と関係機関が研修会や会議を通じて、子どもたちへのよりよい支援のために情報交換等を行います。

⑤保育園等・小中学校と障がい児通所支援事業所等の連携強化

保育士、幼稚園教諭、小中学校教諭が児童発達支援、放課後等デイサービス及び就労系の福祉事業所の活動を知り、理解を深めることができるよう、事業所見学会等の研修の機会を設けます。

また、保育園等と児童発達支援事業所を併用している子どもについては、曜日によって主活動の場が異なるため、保育園等と児童発達支援事業所の連携を図るための方策を検討します。

⑥放課後児童健全育成事業と放課後等デイサービスの連携強化

放課後児童健全育成事業において、障がいのある子どもの受入れを促進していくためには、当該子どもに対する合理的な配慮に基づく環境の整備が必要となります。

このため、放課後児童健全育成事業と放課後等デイサービスが子どもの支援に関して連携・協力し、環境整備等の在り方について協議等を行います。

⑦就労先と関係機関との継続的な情報の共有・引継ぎ【再掲】〔1－（2）－⑤〕

学校卒業前から就労先と学校、放課後等デイサービス等の関係機関で子どもに関する十分な情報共有や引継ぎを行い、就職後においても必要なフォローアップを連携して行えるように支援します。

3. 児童発達支援センターの機能の充実

(1) 子どもの発達や障がい特性などを踏まえた専門的な視点での療育支援・家族支援を行い、子どもの生活を多面的にサポートします。

① 個別の支援が必要な子どもの就園・就学に向けての情報の共有

児童発達支援センターつくし学園においては、子どもの日常に関する事項をまとめたサポートブックを保護者とともに作成し、就園・就学先との情報共有を図ります。

また、様々な関係機関が就園・就学に向けての情報を共有し、必要な支援を行います。

② 医療や福祉などの関係機関との連携及び情報共有

児童発達支援センターつくし学園では、子どもの健康面に配慮しながら、体調に合わせた療育を実施します。主治医などの医療機関や訪問看護・訪問リハビリを行う事業所等の関係機関と連携し、情報共有を図りながら、個々の状況に合わせた適切な支援を実施します。

また、児童発達支援センターつくし学園と、他の児童発達支援事業所等を併用している子どもがいることから、その事業所や相談支援専門員と情報共有を行い、適切な支援を行います。

③ 必要な療育を実施するための専門職員の配置

日常生活を営むために必要な療育を適切に行えるよう、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員等の専門職員を配置します。

④ 障がいの特性に合わせた子どもの発達支援と家族支援の実施

知的障がい児、肢体不自由児が通園する施設として、子どもの障がいの特性に応じた発達支援を実施するとともに、それぞれの家庭環境に応じた家族支援を行います。

重度の障がいにより通園が困難な子どもに対しては、居宅訪問型児童発達支援を実施するなど、子どもの状態に合わせた支援を実施します。

⑤ ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの実施

保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発

達促進や行動改善を行っていくために「ペアレントプログラム」や「ペアレントトレーニング」を実施します。地域支援事業を通して、日頃より子どもや保護者に寄り添う職員が担当することで、より実情を踏まえた内容を企画します。

⑥ピアサポート（当事者同士の活動）の推進

ピアサポート（当事者同士の活動）として保護者が抱えている不安や悩みを共有できる茶話会等の場やピアサポーター養成の場を提供してきたことで、地域でのピア活動が広がりつつあります。

引き続きペアレントメンター（相談相手となる先輩保護者）を始め障がいのある子どもの子育てを経験した保護者に参加してもらい、自らの体験を話してもらうことや、地域資源に関する情報提供をしてもらうを通じ、現に子育てに困っている家族に対する共感的なサポートを行います。

（2）地域における中核的な療育施設として、支援機関へ指導・助言等を行うことにより、市全体の支援の質向上を図ります。

①保育園等や障がい児通所支援事業所への専門職のチームによる巡回支援

公認心理師、理学療法士、保育士、作業療法士、相談支援専門員等の専門職のチームが、保育園等、児童発達支援事業所等の施設を定期的に巡回し、それぞれの専門分野の視点で施設の職員に対して適切な支援を行うために必要な助言、指導を行い、関係機関と連携を図りながら適切な支援につなげます。

②地域における支援力向上のための地域研修会の開催

障がいのある子どもが地域で適切な支援を受けられるよう、地域全体の子育て支援力を高めるため、保育園等や障がい児通所支援事業所の職員を対象に地域研修会を開催します。

（3）保育園等や小学校等での障がい児支援を行い、地域のインクルージョンを推進します。

①保育所等訪問支援の実施

保育所等訪問支援員が、発達の心配や障がいのある子どもが通う保育園等や小学校等を訪問し、子どもの特性や置かれている環境等を把握したうえで、保護者や施設の職員に対し、子どもが集団生活に適應できるように支援を行う「保育所等訪問支援」を実施します。

特に児童発達支援事業所から保育園等に就園する子ども、児童発達支援事業所や保育園等から小学校に就学する子どもなどに対して、ライフステージにおける移行がスムーズに行えるよう支援を実施します。

②障がい理解促進のための地域講演会の開催

地域における障がいに対する理解を深め、地域で支える体制を構築していくために、地域講演会を開催します。

児童発達支援センターの役割や療育内容の理解促進のため、「つくしまつり」の開催や、地域で開催される区民展等への子どもの作品展示など通じ、障がいに対する理解を促進します。

③地域の保育園等・小学校で安心して過ごすための支援

発達に課題のある子どもを把握し、支援につなげるため、学校教育課・幼児保育課・子育て相談課が連携し、保育園等を巡回します。

また、就学に向けて、個々の発達や保護者の希望に合う就学先を選べるように、園を通じて学校見学や療育手帳取得などの情報提供をすることで、就学準備のサポートをします。

（４）「発達支援相談あゆみ」が地域の相談窓口となり、子どもの日常的な心配事について保護者に寄り添います。また、関係機関と連携・協働して多面的な相談支援を実施します。

①「発達支援相談あゆみ」による寄り添う相談支援【再掲】〔1－（3）－②〕

「発達支援相談あゆみ」は、発達の心配や障がいのある子どもとその保護者を対象として、様々な生活場面に関する相談に対応しながら、ライフステージを通して一貫した支援につなげています。

未就学児や学齢児の相談が大多数を占めていることから、母子保健担当、保育園等、小中学校等の様々な機関と連携を図り、支援を実施します。

近年、課題が複雑で対応が困難なケースが増加していることから、専門知識を有する職員が子どもや保護者の状況に配慮し、関係機関と連携して支援にあたります。

②関係機関との情報共有による多面的な相談支援

子どもの特性や置かれた環境に合わせた適切な支援を行うため、様々な関係機関が情報を共有しつつ、連携を図ります。さらに、必要に応じて個別の支援会議等を実施します。

学齢児においては、四半期ごとに学校教育課、特別支援教育相談員等と「あゆみ情報交換会」を開催し、相談支援に係る情報を共有するとともに、通級指導教室担当者研修会において、通級指導教室に在籍している子どもの情報を共有します。

4. 特別な支援が必要な子どもへの支援体制の整備

注：本計画では、「特別な支援が必要な子ども」を国の基本指針に基づき、「重症心身障がい児、医療的ケア児、強度行動障がい児、高次脳機能障がい有する障がい児、虐待を受けた障がい児」と定義しています。

（1）重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制を整備します。

①医療的ケア児等へのコーディネートの実施

医療的ケア児の出生等から、子どもとその家族に寄り添いながら、必要な支援を総合的に調整する役割として医療的ケア児等コーディネーターを配置し、切れ目のないコーディネートを行います。

②病院からの第一報後の関係機関における速やかな情報共有

医療機関から医療的ケア児の出生等の情報が入った際、医療的ケア児等コーディネーターを中心に関係機関で速やかにケース検討会議を開催し、退院後の子どもとその家族の生活を支えるための支援を関係機関で連携して行います。

③医療的ケア児への支援の充実【再掲】〔2-（3）-②〕

医療、福祉、教育等の多機関で連携して医療的ケア児を支援するため、子どもの近況等の情報を共有しながら、個々の子どもを取り巻く課題の把握や支援策の協議をする会議を開催し、課題解決の方策を検討します。

④保育園等、小中学校における医療的ケア児の受入れ体制の整備

医療的ケア児を地域の保育園等や小中学校において受け入れられるようにするための体制を整備します。

具体的には、子どもが在籍する保育園等に看護師を派遣して、子どもが必要とする医療的ケアを行う「看護師派遣事業」を実施します。また、学齢期の子どもについても、地域の小中学校で受け入れができる体制整備を推進します。

そのほか、感染のリスク等により集団での保育が困難な子どものために、保育士が子どもの家庭で保育を実施する「居宅訪問型保育事業」を実施します。

⑤ 緊急時の受入れ先の確保

保護者の疾病等の緊急時における重症心身障がい児や医療的ケア児の受入れ先として、短期入所等ができる事業所を整備します。

現状として、一自治体のみでそれらの事業所を確保することが困難であるため、知多圏域の他自治体と協力しながら医療機関、福祉施設等に実施の働きかけを行います。

⑥ 圏域会議を活用した近隣市町との施策の連携

重症心身障がい児や医療的ケア児のための医療、福祉、教育等の全ての分野の社会資源を一自治体で確保することは不可能であり、広域的に協調していく必要があるため、各々の自治体で解決できない課題を知多 5 市 5 町で構成する知多障害保健福祉圏域会議において、協議します。そのほか、医療的ケア児支援センターと連携し、地域での支援力の向上を図ります。

（2）強度行動障がい児に対する支援体制を整備します。

① 強度行動障がい児の支援者確保のための研修の実施

自立支援協議会の「行動障がいに係る支援体制検討会」にて、障がい福祉に従事する全ての支援者が行動障がい児の予防支援を行えるように体制整備に取り組みます。

幼少期から関わる関係機関の職員に対し、強度行動障がい支援者養成研修を実施し、市内の福祉事業所職員の支援力を高めます。

また、行動障がい児を支援している現場に、高い専門性をもった支援者を派遣することで、福祉事業所職員の個々の支援スキルを高め、市全体の支援力の向上を図ります。

（3）虐待を受けた障がい児に対する支援体制を整備します。

① 虐待を受けた子どもへの関係機関の連携した支援

虐待を受けた子どもとその家族が子育ての悩みなどを安心して相談できるよう、市の相談窓口を整理集約し、必要な専門員を配置するなど相談しやすい体制を整備しました。

また、「要保護児童対策地域協議会」を構成する児童相談所、警察、学校、保育園等の関係機関が緊密に連携し、支援の必要な子どもの情報を適切に共有し支援するとともに、民生・児童委員を始めとした地域の支援者と連携し、日常的な子どもの見守りや家庭の状況を把握することで、虐待の未然防止と発生後の家庭への継続的な支援を行います。

5. 家族支援の重視

(1) 保護者の就労やレスパイトのための障がい児の居場所を確保します。

①放課後児童健全育成事業による保護者の就労支援

就労を理由として子どもを預けなければならない保護者の支援施策として放課後児童健全育成事業がありますが、障がいのある子どもに関しては、施設の人員体制等に課題があり、一部で受け入れができていない現状があるため、引き続き、研修による職員の支援力向上を図るとともに、相談体制の確立、適正な職員配置等を促し、市全体として受け入れが可能な体制を整備します。

また、重度の障がいがあり、放課後児童健全育成事業の利用が困難な子どもについては、福祉サービスの拡大利用による支援を検討します。

②緊急時の受入れ先の確保【再掲】〔4 - (1) - ⑤〕

保護者の疾病等の緊急時における重症心身障がい児や医療的ケア児の受入れ先として、短期入所等ができる事業所を整備します。

現状として、一自治体のみでそれらの事業所を確保することが困難であるため、知多圏域の他自治体と協力しながら医療機関、福祉施設等に実施の働きかけを行います。

(2) 家族が子どもの障がいの特性等を理解し、孤立せず、安心して子育てを行うことができるように支援します。

①障がい児通所支援事業所職員による自宅での過ごし方の支援

子どもが最も長い時間を過ごす場所である家庭において、子どもと家族が安心して過ごせるように障がい児通所支援事業所の職員から、家庭内のできる対応方法の指導や家族の相談援助を行うことにより、家庭生活を支えます。

②ペアレントプログラム・ペアレントトレーニングの実施【再掲】〔3 - (1) - ⑤〕

保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を行っていくために「ペアレントプログラム」や「ペアレントトレーニング」を実施します。地域支援事業を通して、日頃より子どもや保護者に寄り添う職員が担当することで、より実情を踏まえた内容を企画します。

③ピアサポート（当事者同士の活動）の推進【再掲】〔3－（1）－⑥〕

ピアサポート（当事者同士の活動）として保護者が抱えている不安や悩みを共有できる茶話会等の場やピアサポーター養成のための場を提供してきたことで、地域でのピア活動が広がりつつあります。

引き続きペアレントメンター（相談相手となる先輩保護者）を始め障がいのある子どもの子育てを経験した保護者に参加してもらい、自らの体験を話してもらうことや、地域資源に関する情報提供をしてもらうことを通じ、現に子育てに困っている家族に対する共感的なサポートを行います。

④ふたば園の療育機能の充実【再掲】〔2－（2）－①〕

本市独自の療育施設であるふたば園において、心身の発達に支援が必要な1歳6か月から2歳児までの子どもとその保護者が、親子の関わりを深められるよう、親と子それぞれにきめ細やかな支援を行います。

子どもに対しては、心身の発達を促し、生活習慣の習得や人と関わる力を伸ばす支援を行い、保護者に対しては、子どもの理解につながる助言や、子どもの特性に応じた具体的な関わり方を助言するなど、養育力の向上を支援します。また、座談会による保護者同士の交流の場づくりや講座等の開催により、支援の充実を図ります。さらに、子どもに合った就園先につながるよう、関係機関との連携を推進します。

6. 地域社会への参加包容の推進と合理的な配慮

(1) 合理的な配慮が当然に行われるよう、地域における障がい理解を促進します。

①「合理的配慮」について学ぶ機会の提供

障がいの理解と合理的配慮を学ぶ機会として、市職員・学校教職員等に対して障害者差別解消法に関する研修を継続して実施します。

また、福祉事業所職員・医療従事者等についても、研修の機会を提供します。

さらに、障がい当事者などに対しても、研修を通して権利擁護意識の醸成を図ります。

②「ふくし共育」による若年層の障がい理解の促進

「ふだんのくらしのしあわせ」について学び考える「ふくし共育」を市内小中学校、高等学校や専門学校で実施します。

ふくし共育の場で、児童・生徒と共に障がいについて、学び、考え、育ち合うことにより、若年層の障がい理解の促進を図ります。

③地域における多世代交流の場を通じた障がい理解の促進

地域の多世代交流事業を通して地域住民・市・社会福祉協議会・関係機関など様々な立場の方が参加・障がいのある方の生活を知ること、障がいを理解し、共に暮らしやすい地域づくり・まちづくりを進めます。

④障がい理解促進のための地域講演会の開催【再掲】〔3 - (3) - ②〕

地域における障がいに対する理解を深め、地域で支える体制を構築していくために、地域講演会を開催します。

児童発達支援センターの役割や療育内容の理解促進のため、「つくしまつり」の開催や、地域で開催される区民展等への子どもの作品展示など通じ、障がいに対する理解を促進します。

（２）障がいの有無にかかわらず、地域において、教育・保育等を受けられる環境を整備します。

①保育園等における加配職員の適切な配置【再掲】〔２－（１）－①〕

保育園等において、個別支援の必要量に応じて、加配職員（通常の基準に加えて配置される職員）を適切に配置します。

また、子ども一人一人の発達の状態を把握し、担任と加配職員が連携を図り、適切な支援に取り組みます。

②学校生活支援員、中学校支援員、特別支援学級補助員の配置

小学校では、学校生活支援員と特別支援学級補助員を、中学校では、中学校支援員を配置します。支援が必要な児童・生徒に対して、教員の指導のもと、適切な支援に取り組みます。

③保育所等訪問支援の実施【再掲】〔３－（３）－①〕

保育所等訪問支援員が、発達の心配や障がいのある子どもが通う保育園等や小学校等を訪問し、子どもの特性や置かれている環境等を把握したうえで、保護者や施設の職員に対し、子どもが集団生活に適応できるように支援を行う「保育所等訪問支援」を実施します。

特に児童発達支援事業所から保育園等に就園する子ども、児童発達支援事業所や保育園等から小学校に就学する子どもなどに対して、ライフステージにおける移行がスムーズに行えるよう支援を実施します。

④保育園等、小中学校における医療的ケア児の受け入れ体制の整備【再掲】〔４－（１）－④〕

医療的ケア児を地域の保育園等や小中学校において受け入れられるようにするための体制を整備します。

具体的には、子どもが在籍する保育園等に看護師を派遣して、子どもが必要とする医療的ケアを行う「看護師派遣事業」を実施します。また、学齢期の子どもについても、地域の小中学校で受け入れができる体制整備を推進します。

そのほか、感染のリスク等により集団での保育が困難な子どものために、保育士が子どもの家庭で保育を実施する「居宅訪問型保育事業」を実施します。

⑤外国籍家庭への言語的支援の実施

外国籍等で、保護者の日本語の習得が不十分な家庭においても子どもが必要な社会資源を利用できるよう、外国語通訳等による支援を行います。

(3) 災害時における障がい児への地域の支援体制を整備します。

①医療的ケア児の個別避難計画の作成

人工呼吸器、吸引器等の機材を必要とする医療的ケア児は、災害時における避難に時間と労力を要するため、必要な持ち出し物品、医療機器等の使用方法、避難ルート等を確認するための個別の避難計画を作成します。

②障がい児の避難先の確保

指定避難所において福祉スペースを確保するなど、避難所での受け入れ体制及び支援体制の整備を図ります。

市内福祉事業所等との協定により、福祉避難所運営事業所や支援者派遣事業所等の体制を整備します。また、市内福祉事業所等のネットワークを構築し、災害時に地域内で連携した対応ができる体制の整備を検討します。

そのほか、人工呼吸器等、電源を必要とする医療デバイスを使用している子どもが避難生活を余儀なくされた場合の電源確保のため、非常用バッテリー給付等の方策を検討します。

③障がい児の地域活動への参加の促進

障がいのある子どもやその家族の自治区への加入が進むよう啓発を行うとともに、地域で実施される避難訓練をはじめとした地域活動に障がいのある子どもと家族の参加を促します。